

幸手市乗合型デマンドタクシー利用登録案内

5月15日(水)から受付を開始します。

- ※ 利用者登録は市内在住の人に限りです。
- ※ 利用者登録申請書はくらし防災課窓口、ウェルス幸手、各公民館、コミュニティセンター、幸手団地自治会事務所、市ホームページで入手できます。



●くらし防災課窓口の場合

「本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険被保険者証 等)」を持参の上、「乗合型デマンドタクシー利用者登録申請書」を提出してください。

⇒ 「利用登録証」をその場でお渡しします。

- ※ 下記に該当する人は割引運賃となるため、そのことを証する書類(各種手帳や介護保険被保険者証 等)も併せてお持ちください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ・要介護・要支援認定を受けている又は地域支援事業の利用者として市が認定した人

●郵送の場合

下記郵送先に「利用者登録申請書」、「本人確認書類の写し」、「割引運賃に該当することを証する書類の写し(該当する人のみ)」を郵送してください。

⇒ 「利用登録証」を作成し郵送します。

郵送先: 〒340-0192 幸手市東4-6-8 幸手市役所くらし防災課 宛

- ※ 郵送での利用登録は市役所に申請書が到着次第、「利用登録証」を作成し郵送します。
このため、「利用登録証」がお手元に届くまでにお時間をいただきますのでご了承ください。

※1枚の申請書でご家族等、複数人の登録も可能ですが、その場合は登録する人全員分の「本人確認書類」と「割引運賃に該当することを証する書類」(写しでも可)が必要となりますのでご注意ください。

出張利用登録を実施します！

下記の日程、場所でくらし防災課職員が利用登録の受付を行います。
「本人確認書類」と「割引運賃に該当することを証する書類の写し(該当する人のみ)」を持参の上、「利用者登録申請書」を提出してください。

⇒ 後日、「利用登録証」を郵送します。

5月27日(月)、6月10日(月) コミュニティセンター ボランティア室

5月28日(火)、6月11日(火) 幸手団地自治会事務所

5月29日(水)、6月13日(木) 中央公民館 第2会議室

受付時間:各日、午後1時から午後4時まで

【 問合せ 】

幸手市市民生活部
くらし防災課
☎0480-43-1111
(内線 585、587)

Mail
kurashi@city.satte.lg.jp

幸手市ホームページ
ページ番号 13628